

廣島県受付	
第 号	
-2.8.31	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生薬審発0831第8号
令和2年8月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

医薬品再審査・再評価申請中に当該申請書記載事項等の
変更が生じた場合の取扱いについて

医薬品の再審査又は再評価の申請中に、承継等に伴い当該申請書記載事項等の変更が生じた場合の取扱いについては、「医薬品再審査・再評価申請中に当該申請書記載事項等の変更が生じた場合の取扱いについて」(平成18年3月16日付け薬食審査発第0316003号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知。以下「旧課長通知」という。)で示してきたところであるが、今般、下記のとおり改めることとしたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し周知方ご配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、旧課長通知は廃止する。

記

1. 提出方法等について

1) 平成17年3月31日以前に申請されたもの

変更が生じた日から起算して10日以内に申請書を提出した都道府県を経由して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の審査業務部業務第一課(以下「審査業務部」という。)に変更届を提出すること。

2) 平成17年4月1日以降平成18年3月31日以前に申請されたもの

変更が生じた日から起算して10日以内に機構の審査業務部に変更届を提出すること。

3) 平成18年4月1日以降に申請されたもの

変更が生じた日から起算して30日以内に機構の審査担当者に連絡し、差換え指示を受けた後、差換え願を機構の審査業務部に提出すること。ただし、旧課長通知又は本通知に従い既に対応済みのものは、新たに対応する必要はない。

2. 届出又は差換えが必要な変更事項は以下のとおりとする。

1) 平成17年3月31日以前に申請されたもの



- ・当該申請書の記載事項（備考欄を除く）
 - ・申請都道府県
- 2) 平成17年4月1日以降平成18年3月31日以前に申請されたもの
- ・当該申請書の記載事項（備考欄を除く）
- 3) 平成18年4月1日以降に申請されたもの
- ・当該申請書の記載事項
3. 提出部数等について
- 1) 変更届の場合
- 別紙様式による変更届に承継届書の写し等当該変更事項を証明する書類を添付し、1申請につき1変更届を作成し、正1部、副1部（都道府県を経由して提出する場合は正1部、副2部）を提出すること。
- 2) 差換え願の場合
- 「医薬品等の製造業許可事務等の取扱いについて」（平成18年3月24日付け薬食審査発第0324002号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）の別紙様式3による差換え願に承継届書の写し等当該変更事項を証明する書類を添付し、1申請につき1差換え願を作成し、正1部、副2部を提出すること。また、「フレキシブルディスク申請等の取扱い等について」（平成26年10月27日付け薬食審査発1027第3号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）に従い差換え内容を記録した、フレキシブルディスク等も提出すること。
4. 記入上の注意
- 1) 用紙の大きさは日本産業規格A4判とすること。
 - 2) 承認年月日欄は当該品目の承認年月日を記載すること。ただし、当該再審査申請が一部変更によるものである場合には、その旨も括弧内に記載すること。
 - 3) 再評価に係る一般的名称は再評価指定成分名を記載すること。
 - 4) 備考欄には担当者名、所属部署名及び連絡先（電話及びファックス）を記載すること。
 - 5) 届出者又は申請者の住所及び氏名は変更後のものを記載すること。
 - 6) 平成17年4月1日以降の申請については、申請都道府県名欄、進達年月日欄、進達番号欄の記載は不要である。